

地域愛形成事業実施要綱

平成18年6月15日
市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市民（町内会、NPO、あるいは地縁による新たな組織等の団体とし、法人格の有無は問わない。以下同じ。）から本市が行う事業（現在行っている事業のほか、今後新たに計画又は実施される事業を含む。）の実施についての提案を募集し、市民自らが主体となって実施することにより、市民が自分の住む地域に愛着を持ち、市民自らが地域の課題に取り組み、解決していく仕組みを構築することを目的とする。

(提案の対象)

第2条 提案の対象となる事業は、別に定める。

2 提案の際、積算の対象となる経費は、原則として、提案の対象とした事業の担当課所室が、本来その事業の実施にあたり必要と認める経費とする。

(提案者の資格)

第3条 提案をしようとする市民（以下「提案者」という。）は、原則として、次の全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 自発性に基づき、自発的、継続的に地域社会に役立つ活動を行う、営利を目的としない団体であること。
- (2) 常時連絡がとれるなど、事業実施に十分な事務的体制が整っていること。
- (3) 予算又は決算等的確な会計処理を行うことができること。
- (4) 組織の運営に関する規則があること。

- (5) 責任を持って事業を遂行できる団体であること。
- (6) 10人以上の構成員を有すること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員等の統制下にある団体ではないこと。

(提出書類)

第4条 提案者は、地域愛形成事業提案書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地域愛形成事業企画提案書（様式第2号）
- (2) 団体概要調書（様式第3号）
- (3) 直前1年の収支決算書
- (4) 団体構成員名簿（本事業に関係する者）（様式第4号）
- (5) 団体の運営に関する規則
- (6) 団体目的等についての誓約書（様式第5号）

2 新たに団体を結成する者および活動実績が一年に満たない者が提案しようとするときは、前項第3号に掲げる書類に代えて、予算書を提出するものとする。

(審査)

第5条 市長は、別に定めるところにより、提案者について審査を行い、提案の採否を決定するものとする。

2 提案の採否の結果は、提案者に通知する。

(業務完了報告)

第6条 提案者は、事業終了後、業務完了報告書を市長に提出しなければならない。

(調査および是正措置)

第7条 市長は、必要と認めるときは、提案者に対して、事業の関係書類の提出を求めるなど、調査を行うことができる。

2 市長は、調査により不適当な事項を発見したときは、提案者に対し、必要な是正措置をとることができる。

(評価会)

第8条 市長は、提案者に対し、評価会での事業報告を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年6月30日から施行する。

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に受理している事業の提案等の取扱いについては、なお従前の例による。